

# 「産業財産権研究推進事業」の民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について

平成26年1月29日

特許庁

## I. はじめに

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施することを目指すものであります。

上記を踏まえ、特許庁は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「産業財産権研究推進事業」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものといたしました。

昨年からの主な変更点としては、入札参加資格について、新規事業者が参入しやすい事業とするべく、入札参加グループでの入札参加を可能にしました。

つきましては、上記民間競争入札実施要項の（案）について広く国民の皆様から、以下の要領で御意見（パブリックコメント）を募集いたします。

## 記

## II. 意見募集要領

### 1. 意見募集対象

「産業財産権研究推進事業」の民間競争入札実施要項（案）

### 2. 意見応募期限

平成26年1月29日（水）～平成26年2月19日（水）17時必着（※郵送の場合は当日必着）

### 3. 意見提出要領

以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず『「産業財産権研究推進事業」の民間競争入札実施要項（案）に対する意見』と明記してください。

#### <電子メールの場合>

電子メールは、問い合わせフォームから送信してください。

#### <ファクシミリの場合>

ファクシミリ番号：03（3580）5741

特許庁 総務部 企画調査課 人材育成班  
<郵送の場合>  
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3  
特許庁 総務部 企画調査課 人材育成班

#### 4. 意見の提出上の注意

##### (1) 意見記入要領

- 提出していただく意見は日本語に限ります。
- 氏名、連絡先（電話番号、お持ちであればファクシミリ番号及び電子メールアドレス）、職業（勤務先、役職等）を必ず明記してください。御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。
- 御意見の概要及びその理由を必ず御記入ください。
- 電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

##### (2) その他

- 皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。
- 提出していただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。